

コラム 人生課長の独り言～一歩進めるためのヒント～

教職員の「規範意識」と「指導のあり方」を問い直す

「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得る」——。この言葉を何度も耳にしてきました。しかし、いざ目の前の児童生徒の間でトラブルが起きたとき、私たちは訴えてきた児童生徒に真に向き合えているのでしょうか。

まず省みなければならないのは、私たち自身の言動です。基本方針では、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、自らの規範意識を絶えず見つめ直すことが求められています。教員による高圧的な言動や特定の児童生徒を軽んじるような態度は、クラス全体の規範意識を低下させ、特定の児童生徒を排除してもよいという空気、すなわち「いじめを容認する風土」を醸成してしまうリスクを強く自覚しなければなりません。教職員が児童生徒から信頼される存在であるためには、まず自らが人権を尊重する姿を背中を示すことが不可欠です。

今回の改訂で最も強調されているのは、「疑いの段階での積極的な認知」です。ここで私たちが陥りやすい罠が、「これは単なる喧嘩だ」「これくらいは遊びの範囲だ」という教職員個人の主観的な判断です。このような心理的なバイアスによる判断は、いじめへの対処を決定的に遅らせる原因となります。その「様子見」をしている間に、被害児童生徒の傷つきは長期化し、事態は深刻な重大事態へと発展していくのです。改訂方針は、端緒を得た段階で組織的に対応を開始することを求めています。教師一人の物差しで測るのではなく、組織の目で見守り、早期に動くことこそが、児童生徒の苦痛を最小限に抑える唯一の道です。

問題が起きてから対処するだけでなく、個々の発達を支える「発達支持的生徒指導」へとシフトが求められています。一人一人の背景や多様性を認め、互いに支え合う集団をつくること。それこそがいじめを生まない土壌となります。私たち教職員が多様性を包摂する感性を持ち、日々の指導の中でそれを具現化していくことが、皆が安心して過ごせる「居場所としての学校」をつくるための最大の鍵となるはずです。（高橋）



Vol.48

発行日 令和8年8月

岡山県教育庁 人権教育・生徒指導課

生徒指導 Leaflet @ OKAYAMA リーフ

誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて

「岡山県いじめ問題対策基本方針」 改訂のポイント ～いじめ対策の「質」の向上を目指して～

平成25年の「いじめ防止対策推進法」を受け、翌年策定された「岡山県いじめ問題対策基本方針（平成30年一部改訂）」に基づき、いじめ対策が進められています。この間、いじめ認知件数が年々増加するなど、いじめ問題の対応への理解は進んでいるものの、いじめ重大事態も増加が続くなど、いじめ問題は依然、本県生徒指導の喫緊の課題の一つです。

また、生成AI・SNSを介したいじめの問題など、社会情勢も大きく変化していることから、県教委では、この度、本県基本方針の一部を改訂しましたので、そのポイントを解説します。

岡山県教育庁
人権教育・生徒指導課

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2-4-6
Tel:086-226-7589 Fax:086-224-2134

Q. 今回、改訂が必要な理由は何ですか？

A. 今回の改訂は、国が定める法や基本方針が改訂されたものではありませんので、本県のいじめ対応の根幹が大きく変更になったという訳ではありません。

本県では、いじめの積極的な認知が進んでいますが、その一方で重大事態の発生件数は増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にあります。今回の改訂は、令和4年改訂の『生徒指導提要』が示す「発達支持的生徒指導」の考え方を取り入れ、いじめを重大化させないための組織体制と外部連携を抜本的に強化することを目的としたものになっています。つまり、いじめ対策の「質」の向上を目指す改訂と言えます。

最重要ポイント＝「いじめ認知」の意識改革

県教委に重大事態として報告がされる案件の内、その多くは行為そのものは重篤ではないにも関わらず、結果的に重大事態化してしまったケースが多い状況です。法の理念普及が進む一方で、いじめを「認知して対応する」という考え方をもう一度見直す必要があると考えています。目の前で起きている行為（児童生徒間のトラブル）が、いじめに該当するかどうか？の判断が、対応より先行しているという可能性です。つまり、教師の「これくらいならいじめには当たらない」という認識が、速やかな対応を阻害した結果、トラブルが長期化し、重大事態になってしまっているという構造です。

「疑い」の段階から対応

いじめへの端緒を得た情報が明らかにいじめに該当する場合はもちろん、「いじめの疑い」がある段階で、行為がいじめに該当するか否かの判断をするより先に、いじめの認知として取扱い、組織的対応を開始しなければなりません。把握したトラブルへの対応を行う中で、いじめという言葉を使わずに指導することもあり得ます。また、調査の結果、いじめに該当しない場合は、問題行動等調査の認知件数にはカウントしませんが、トラブル解消の手立ては確実に講じなければなりません。【基本方針P. 3】



その他のアップデートポイント

項目	平成30年版(旧)	令和8年改訂版(新)
未然防止の枠組み	教育活動全体を通じた道徳教育等	生徒指導の「4層構造」(発達支持的・課題未然防止・早期発見・困難課題対応)による体系化【基本方針P. 4～6】
警察との連携	学校での解決が困難な場合に相談	警察は「重要なパートナー」。犯罪行為の疑いは直ちに相談・通報【基本方針P. 21】
早期発見の手法	定期アンケート、相談窓口	1人1台端末、匿名相談アプリの活用【基本方針P. 11】
法的教育	(特になし)	リスク認知を高める取組。いじめが人権侵害・犯罪となり得ることを法的な視点から教育【基本方針P. 17】
重大事態調査	再発防止を目的とする	特定の個人の責任追及ではないことを明記し、中立性・公平性を一層強化【基本方針P. 25】

学校に求められる具体的な取組例

○『生徒指導提要』との連動： いじめ対策を特別な業務と考えず、日々の「発達支持的生徒指導」（個々の発達を支える基盤的取組）の中にも位置づけます。

○警察連携の事前周知： 「いじめの内容によっては警察と連携する」ことを、入学式等の機会にあらかじめ保護者に周知しておくことが必要です。これにより、いじめ問題に対する「保護者の責務」を果たすことにもつながり、事案発生時のスムーズな連携を図ります。

○「心の健康観察」の活用： 端末を活用して児童生徒の小さな変化をリアルタイムで把握し、見える化することで、特定の教員が情報を抱え込まない体制を構築します。また、日常的に自分の心身の状態を確認する習慣付けを行うことで、ストレスに対する適切な対処法などを身に付けるきっかけを提供します。

学校だけで抱え込まないために

POINT

今回の改訂を各校の基本方針に反映させ、関係者と共有